

令和5年度 上三川町上水道の環境放射能測定結果

(69回目～72回目)

管理目標値（セシウム134とセシウム137の合計）	10 (Bq/Kg)
---------------------------	------------

採水地点	しらさぎ配水場		蓼沼配水場		多功配水場	
	放射性セシウム		放射性セシウム		放射性セシウム	
	セシウム134	セシウム137	セシウム134	セシウム137	セシウム134	セシウム137
R5.6.1	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.3未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.5未満)
R5.9.1	不検出 (0.3未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.5未満)	不検出 (0.4未満)
R5.12.1	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.3未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)
R6.3.1	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.3未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.4未満)	不検出 (0.5未満)

[単位：Bq/Kg]

☆ 検査結果における「不検出」の表記について

上記の表における「不検出」とは、検査機関の測定機器で検出できる検出限界値（カッコ内の数値）を下回ったため、検出されなかったことを表しています。

なお、放射能の特性として、同じ機器を使用して測定したとしても、検体によって検出限界値は変動します。

☆ 上三川町における水道水の放射能検査の実施頻度について

上三川町で実施している水道水の放射能検査におきましては、平成24年4月の検査より、平成24年3月5日付厚生労働省通知「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づいた指標に則って検査を行っております。

平成24年4月から6月までの検査で放射性セシウムが3ヶ月連続検出限界値未満であったため、以降の検査については、検査の実施頻度を3ヶ月に1回に減じて検査を実施しております。

◎ しらさぎ配水場の配水区域

大字上三川、しらさぎ、上蒲生の一部、下蒲生、川中子の一部、三村、五分一、坂上、三本木

◎ 蓼沼配水場の配水区域

大字上郷、西蓼沼、東蓼沼、西汗、東汗、上文挾、西木代、磯岡、石田、上蒲生の一部、

川中子の一部、上神主、下神主、鞘堂、ゆうきが丘、多功の一部

◎ 多功配水場の配水区域

大字多功、梁、大山、天神町

